

買 受 申 込 書

物件番号 第 1 号

物件の品名 三菱 パジェロ ロング ZR (静岡 300 む 4069)

購入価格

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(金額の先頭に¥を付けて下さい。)

ただし、上記金額は車体価格、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル預託金及び消費税相当額を含めた金額であり、契約金額となります。契約条件書、応募要領及び仕様書等の記載事項を承諾のうえ買受を申し込みます。

令和 7 年 月 日

分任契約担当官

関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿
(登録番号 T8000012050001)

申込者住所 _____

申込者氏名 _____

代理人氏名 _____

電 話 番 号 _____

(買受申込書 裏面 ※両面印刷してください。)

契 約 条 件 書

- 1 売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で、買受を申し込むこと。
- 2 本契約は代金を指定どおり納付したときに成立する。
- 3 物件の引き渡しは代金納入の日とする。
- 4 搬出期間は、物件引き渡しをした日から起算して 15 日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 5 買受人がやむを得ない事由により前記搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、大井川治山センター所長はその事由を審査し、その必要と認める期間申請をしたときは、搬出期間延期を承認することができる。
- 6 前号により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延期期間に対し 1 日につき売り払い代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 買受人は、大井川治山センター所長があらかじめ指定する職員の立会のもとに搬出すること。
- 8 物件引き渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも、買受人は異議を申し立てることはできない。
- 9 物件引き渡し後は速やかに名義変更を行い、変更した旨が記載された書類を大井川治山センター所長へ提出すること。名義変更等に係る費用は買受人の負担とする。
- 10 買受人が本条件を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除されても異議申し立てをすることはできない。これにより契約を解除したときは、代金の 100 分の 10 に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 11 この条件に定めのない事項については、大井川治山センターと協議すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、令和7年8月 13 日公告の不用物品(公用車)の売
払いにかかる買受申込書提出に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

分任契約担当官

関東森林管理局

大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿

(参考) 買受申込書を封かんする封筒の表示例

持参の場合

大井川治山センター所長 殿
件名 不用物品（公用車）の売却
商号又は名称（法人のみ）
氏名 ○○ ○○

郵送の場合
(簡易書留または配達証明)

〒428-0411
静岡県榛原郡川根本町千頭九五〇―二
大井川治山センター
大井川治山センター所長 殿
件名 不用物品（公用車）の売却
買受申込書在中

縦書き、横書きどちらでもかまいません。

提出する買受申込書を入れてのり付けして下さい。